質問主意書提出

三月十八日議員から次の質問主意書が提出された。

北澤防衛大臣の発言の無責任性と閣僚としての責務に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第四六号）

官報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、京都医療労働組合連合会から、賃金引上げ等の要求に関して、平成22年３月24日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（京都府及び兵庫県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年３月 23 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

京都府　日本赤十字社京都第一赤十字病院、日本赤十字社京都第二赤十字病院、全社連社会保険京都病院、社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院、訪問看護ステーション「桂」、社会福祉法人京都博愛会博愛会病院、訪問看護ステーションはくあい、富田病院、医療法人西陣健康会堀川病院、クリニック堀川、正親診療所、出町診療所、出町訪問看護ステーション、北野診療所、医療法人健康会京都南病院、訪問看護ステーションみなみ、第２南診療所、内浜診療所、千本診療所、西京極診療所、三栖診療所、伏見診療所、訪問看護ステーションぬくもりの里、社会福祉法人京都社会事業財団西陣病院、医療法人和交会太秦病院、うずまさ診療所、訪問看護ステーション嵯峨野、京都統合医療センター、財団法人日本バプテスト連盟医療団総合病院日本バプテスト病院、洛西ニュータウン病院、財団法人療道協会西山病院、医療法人桜花会醍醐病院、医療法人栄仁会宇治黄檗病院、訪問看護ステーションおうばく、訪問看護ステーションそうらく、新田辺診療所、訪問看護ステーション京たなべ、医療法人財団美山健康会美山診療所、医療法人医誠会京都ルネス病院、訪問看護ステーション「コスモス」、医療法人福知山もみじヶ丘病院、財団法人丹後中央病院、医療法人財団宮津康生会宮津武田病院、医療法人三青園丹後ふるさと病院、京都医療生活協同組合中野眼科、四条診療所、河原町診療所、駅前診療所、財団法人京都工場保健会診療所、京都工場保健会診療所宇治支所、御池保健センター、壬生保健センター、財団法人京都予防医学センター、財団法人京都予防医学センター丹後支所、浅田鳥羽健診クリニック、社団法人京都微生物研究所、社団法人京都微生物研究所舞鶴支所、社団法人京都微生物研究所福知山支所、株式会社血液研究所、株式会社血液研究所舞鶴支所、北病院、待鳳診療所、待鳳歯科診療所、上賀茂診療所、かも川診療所、柴野診療所、みつばち薬局待鳳店、みつばち薬局柴野店、医療法人葵会総合ケアステーション、上京病院、仁和診療所、仁和診療所歯科、盛林診療所、てらのうち診療所、花ぐるま薬局、なごみ薬局、総合ケアステーションわかば、上京鍼灸治療院、訪問看護ステーションつくし、京都民医連中央病院、京都民医連太子道診療所、朱雀診療所、春日診療所、春日診療所神経科、京都民医連かみの診療所、京都民医連かどの三条こども診療所、コスモス薬局、訪問看護ステーションもみじ、訪問看護ステーションさわやか、訪問看護ステーション優歩、吉祥院病院、久世診療所、九条診療所、九条診療所歯科、西七条診療所、あらぐさ診療所、吉祥院こども診療所、あゆみ薬局、吉祥院訪問看護ステーション、東九条訪問看護ステーション、訪問看護ステーションこもれび、吉祥院病院附属鍼灸治療院、京都民医連第二中央病院、東山診療所、川端診療所、川端鍼灸治療所、田中診療所、京都民医連あすかい診療所、京都民医連あすかい診療所歯科、大宅診療所、京都民医連洛北診療所、すこやか薬局、すこやか薬局二条店、訪問看護ステーションたんぽぽ、訪問看護ステーションひまわり、訪問看護ステーションどんぐり、公益法人京都労働災害被災者援護財団京都城南診療所、京都協立病院、あやべ協立診療所、まいづる協立診療所、たんご協立診療所、ふくちやま協立診療所、在宅ケアステーションげんき、ほっとステーションきぼう、訪問看護ステーションゆたかの、ふれあいステーションゆきわり、やましろ健康医療生協あさくら診療所、やましろ健康医療生協あさくら診療所歯科、乙訓医療生活協同組合医誠会診療所及び医誠会訪問介護ステーション

兵庫県　京都工場保健会診療所神戸検診クリニック

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、茨城労働局の関係事業主を代表する者中野紳一郎の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 22 年３月 23 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、茨城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成22年４月５日

４　推薦書及び添付書類提出先　茨城労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低工賃の改正決定に関する公示

山梨労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山梨県貴金属製品製造業最低工賃（平成13年山梨労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 22 年３月 23 日

山梨労働局長　山口　　晃

山梨県貴金属製品製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　山梨県の区域内で貴金属製品製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、規格及び作業工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　目	規格及び作業工程		金　額
ピアス（プレス製に限る。）	ろう付け		１か所につき　７円
	石留め（爪留め）		１個につき　12円
リング ペンダント ブローチ イヤリング ピアス	ワックスパターン取り	ゴム型	１個につき　６円
		ゴム型２分割	１個につき　10円
		ゴム型３分割以上	１個につき　20円

備考　品目は、いずれも金製品及び銀製品に限る。

４　効力発生の日　平成22年５月１日

国土調査の成果の認証の公告

国土地理院が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十二年三月十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十二年三月二十三日

国土交通大臣　前原　誠司